



# KOA INFORMATION

税理士法人 小山会計

2023'  
11月



〒386-0005 長野県上田市古里692-2  
TEL : 0268-22-7615  
FAX : 0268-22-7617  
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp  
URL : http://www.koa-g.com

| 2023年12月 |    |    |    |    |    |    |
|----------|----|----|----|----|----|----|
| 日        | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|          |    |    |    |    | 1  | 2  |
| 3        | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  |
| 10       | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17       | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24       | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 31       |    |    |    |    |    |    |

## 2023年12月の予定

- ・保険料控除申告書、基礎控除兼配偶者控除他申告書の提出(今年最後の給与受取日の前日迄)
- ・給与所得者の年末調整(今年最後の給与支払をする時)
- ・個人の消費税の課税事業者選択届出(31日迄)
- ・個人の消費税簡易課税選択届出(31日迄)
- ・固定資産税及び都市計画税第3期分の納付
- ・健保・厚年被保険者賞与支払届(支払後5日以内)

## 2024年1月の予定

- ・納期特例を受けた源泉所得税(7~12月分)の納付
- ・源泉徴収票交付及び提出、法定調書提出(31日迄)
- ・扶養控除等申告書の提出(来年最初の給与受取日の前日迄)
- ・給与支払報告書提出、固定資産税の償却資産に関する申告(31日迄)
- ・個人住民税第4期分の納付、労働保険料第3期分
- ・納付(31日迄、労保は事務組合委託の場合2/14迄)

| 2024年1月 |    |    |    |    |    |    |
|---------|----|----|----|----|----|----|
| 日       | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|         | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7       | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14      | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21      | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28      | 29 | 30 | 31 |    |    |    |

※ 12月31日は事務所全体が休みです。

## 最近思うこと

23' November

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

先月二十一日の日本経済新聞の見出しに、「所得減税 遠のく財政再建 首相指示定額を検討」税収増を国民に還元する方策を検討すべく与党幹部に指示したことが記載されていました。

2022年の国の一般会計税収は71兆1373億円と、70兆円台に初めて乗り、前年対比6%増となつて3年連続で過去最高を更新しました。

基幹3税の内訳をみると、法人税がコロナ禍からの企業業績が回復したことを受け、9.5%増の14兆9398億円、所得税は企業の賃上げや株式などの配当金収入の伸びを反映して5.3%増の22兆5217億円、そして消費税は円安や資源価格の高騰による物価上昇の影響や個人消費の持ち直しにより5.4%増の23兆793億円となったと報じられております。消費税が不動の首位を堅持しました。ついに財政当局が悲願としていた消費税中心の税収構造になりました。

歳出面では、予算の使い残しを示す不用額が1兆3084億円に上がり、これにより赤字国債12兆円の発行が見送られました。そして歳入から歳出を差し引いた純剰余金が2兆6294億円となりこの財源(過去の所得税増収分というところになっています)を使って定額減税を目論んでいるものであります。

当然選挙近しでバラマキであることは、国民が一番わかっていることですが、本当

にこんなことが実現してしまつてよいのでしょうか。いくら税収が過去最高になったといつても、我々国民にはそんな実感は全くありません。決して世の中の景気が良くなったことによる税収増ではなく、ただ円安等により資源価格等の輸入物価が上がり、最終消費者の負担する消費税額が上がっただけのようには思えません。

そんな税収の余剰をまた細かく国民一人一人に減税して、それも源泉徴収で減税の実感のない形で配分して、果たしてどんな効果が表れるのでしょうか。そんなことより、日本の国が置かれている財政状態(国の借金が1276兆円：過去最高、6月末・世界一悪い政府債務残高【GDP比】1位日本 261.29%、2位ギリシャ 177.43%、3位エリトリア 163.77%等)を何とかできないかと思ひます。

いくら何でも、この国の借金を減らすことなく次世代に借金を押し付け、ただ目先の票集めのためだけに使うのはどうかと思ひますし、この何かと忙しい時期(経理サイドはインボイス制度が始まつて混乱している)に、実際に減税する手続きを実行する側のことも考慮してほしいと思ひます。最近世の中、すべて複雑化し、混乱を招いているような気がしております。

(すべて私見である事をご了承ください。)

# ～年収の壁と、その当面の対策について～



所得税と社会保険の制度上、103 万円・106 万円・130 万円・150 万円・201 万円の壁があります。この年収の壁は、夫に扶養されている妻がパートタイマーなどとして働くときに出てくる話です。妻に扶養されている夫の場合も同様です。今回は話を簡潔にするために、夫が妻を扶養しているものとして説明いたします。

## 所得税では

◆**130 万円の壁**…所得税では配偶者控除・配偶者特別控除という制度があり、妻の所得が一定以下であれば夫が控除を受けられる、つまり夫の納める税金が少なくなるというものです。配偶者控除が受けられるのは妻の年収が 103 万円までですが、103 万円を超えたとしても配偶者特別控除があります。こちらは妻の年収が 150 万円までで満額控除が受けられます。（※満額控除が受けられるのは夫の年収が 900 万円以下の場合です。）どちらも控除額は同じです。

◆**150 万円の壁・201 万円の壁**…配偶者特別控除は、妻の年収が 150 万円を超えると控除額が段階的に減額され、約 201 万円を超えると控除が受けられなくなります。段階的に減額されるので、壁を少し超えたからといって大きな影響が出るものではありませんが、会社（夫の勤務先）によっては配偶者手当や家族手当の支給要件として妻の年収を「103 万円まで」「150 万円まで」などと設定していることがあります。その場合は少し超えただけでも世帯として大きな影響が出る場合もあります。

## 社会保険では

夫がサラリーマンの場合、妻を健康保険の被扶養者にすることができます。その場合、妻の分として健康保険料を支払う必要はありませんし、妻は第 3 号被保険者となるため国民年金の保険料も発生しません。

◆**106 万円の壁**…現在、従業員数 101 人以上（※来年 10 月以降は 51 人以上）の事業所に妻が勤務している場合は、パートタイマーでも社会保険に加入することになります。ただし、「賃金が月額 8.8 万円以上」「週の所定労働時間が 20 時間以上」などの要件を満たす場合に限られます。月 8.8 万円は年収にすると 106 万円のため「106 万円の壁」と言われます。妻本人が社会保険に加入することとは、夫の扶養から外れ、妻にも健康保険料・厚生年金保険料の負担が発生するという事です。

◆**130 万円の壁**…妻の勤務先の規模などにかかわらず、年収が 130 万円（※60 歳以上の場合などは 180 万円）を超えると、すべての人が夫の扶養から外れ、自分で社会保険に加入することになります。保険料は年収 130 万円程度の人で年間 20 万円前後になるので影響は大きいと言えるでしょう。しかし、傷病手当金や出産手当金が受けられたり、将来もらえる年金額が増えるなどのメリットもあります。

## 年収の壁・支援強化パッケージについて

パートタイマーなどの短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、国は当面の対策として下記の施策に取り組んでいます。

◆**106 万円の壁への対応**…令和 5 年 10 月 20 日からキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を創設し、10 月 1 日以降、事業主が新たに社会保険の適用を行った場合、労働者 1 人あたり最大 50 万円を助成するというものです。

◆**130 万円の壁への対応**…繁忙期に労働時間を延ばすなどにより収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能になるというものです。

年収の壁・支援強化パッケージ、事業主の証明による被扶養者認定などに関しましては、厚生労働省のホームページにその詳細が掲載されておりますので、そちらをご確認ください。

【掲載場所】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

## 第7回 相続手続について ～準備編～

相続手続支援センター東信では、相続に関するご相談をお受けしています。専任相談員の岩下さんに相続手続に関するあれこれを伺っています。第7回目は相続手続の準備についてです。



岩下博明 行政書士  
相続手続支援センター東信専任相談員

（荻原）「相続手続支援センター相談員に聞く」の第7回目になります。今回は、相続手続支援センターの岩下さんに相続手続グループの荻原が、相続手続と、その準備について伺います。相続手続支援センターで取り扱われる業務には、どんなものがありますか？

（岩下）相続手続支援センターでは、生前からの相続準備のお手伝いから、お亡くなりになった後のことまでを一貫して扱っています。相続にあたっては、

様々な手続が必要になります。が、私共の支援センターでは、幅広く包括的にご支援させていただきます。

具体的には、どのような業務をされているのですか？

**相続手続支援センターの業務内容とは？**

生前のご支援としては、「生前相続あんしんプラン」という相続手続に向けての具体的プランの作成や、遺言作成のサポートなどを行っています。

また相続発生後は、預貯金の名義変更や相続登記、相続税申告などの各種手続があります。が、それぞれについての専門家と連携して対応させていただきます。

**相続手続のワンストップサービス**とでもいいますか、相続に関する一通りのサービスが受けられるんですね。

相続手続は、大きく分けて「引き継ぐもの」、「もらうもの」、「やめるもの」など多岐に渡っており、項目も多いです。ご自分で手続される場合もあります。が、手間がかかるため、専門家に任せる方も多いです。相続手続支援センターでは、相続にまつわることを全般を一貫して手続完了までお手伝いさせていただきます。

生前にいろいろ準備しておくほうが良いとは思いますが、手をつけるのに腰が重い方が多いかと思います。生前に準備して

いなかったことで、大変だった事例はありますか？

**相続手続で困ったこと**

亡くなった方にわからない事項があり、どこに何があるのか分からず、相続する財産の調査に時間と労力がかかったケースがあります。また、亡くなった方のデータがパソコンにまとめてあったのに、パスワードが分からずデータが開けないなど、想定外のこともありました。

相続税の観点では、相続税がかからないと思っていたのに、土地・建物を評価してみたら、相続税の納税が必要になり、慌てて申告手続をした方もいらっしゃいました。

それらの事例については、生前に何か対策しておけば、防げたということですか？

事前準備しておけば、残された方々の苦労は少なくて済んだと思われるケースは多いです。相続の手続には、期限のあるものもあり、ギリギリになってしまい、焦ったというトラブルも何件かありました。

今でこそ「終活」などといわれますが、元気でいるうちは自身の相続について考えない方が

（裏面へ続く）



# シリーズ 相続手続支援センター相談員に聞いてみた

## 第7回 相続手続について ～準備編～

(前面より続き)

多いですね。後で考えれば良いと先延ばしにされる方もいらっしゃいます。

何かきつかけがないと進まないですね。以前は相続税の基礎控除の改正があり、自分も納税になるか心配で相談にみえる方がおられました。来年の4月から相続登記が義務化されますが、今まできちんと登記していないので心配で相談にみえる方もいらっしゃいます。

**相続に向け、日頃から準備できることは？**

心配な人は、どうするべきでしょうか？

まずは、ご自身がどのような財産を持っている、どのような課題があるかを整理することが大事です。

そして普段から、相談相手を決めておく、周囲の人にも知らせておくことをお勧めします。

**相談できる人とは？**

どんな人に相談すればいいですか？

相談相手としては、弁護士・司法書士・税理士・行政書士・銀行などが考えられます。ただ、それぞれの扱える業務は限られます。私共、相続手続支援センター

に生前からご相談いただければ、様々な専門家と連携して相談に応じることが出来ます。かかりつけ医のように顔の分かる人に、定期的に健康診断をしてもらうイメージでしょうか。

それは安心ですし気軽にですね。ただ料金はどうなりますか？

**初回の相談は無料**で承ります。業務の内容に応じて、必要なときに支援させていただきます。

(税) 小山会計としては、事業における経営や税務でのアドバイスはしていますが、相続のお手伝いもできることに关しては、ご存じない方がいらっしゃるかと思います。

相続手続支援センターでは、広く相談を承っておりますので、(税) 小山会計の担当者経由でもお気軽に声をかけて下さい。

本日は、ありがとうございました。



(聞き手) 荻原智子

(税) 小山会計

相続手続支援専門室メンバー



税理士法人 小山会計

ひとつとして同じ理念、同じ事業、同じ状況はありません。過去の創業から現在に至るまでの歩みと、経営者の思い描くビジョンを踏まえたうえで既存の枠組みにとらわれることなく、自由な発想でそれぞれの状況にあったオーダーメイドなサービスを提供したい。

わたしたちのすべてのサービスは、お客様との対話から始まります。

基本業務を核として、事業に関わるあらゆる経営課題について会計・税務・経営の視点からサービスを提供いたします。より専門的な分野に関しては、各専門室及び外部提携先等と連携して対応いたします。



- ・死亡後の相続手続のサポート
- ・生前相続あんしんプランの作成
- ・遺言書作成のサポート
- ・公正証書遺言の立会 等々

～お気軽にご相談ください～



Tel:0268-22-7615  
fax:0268-22-7617

お困りごとは相続手続支援センター東信にお任せください

TEL:(0268)25-6789





脱炭素として、太陽光・風力・地熱・バイオマス発電など挙げられていますが、最近注目しているのが**夢のエネルギー**といわれている**「核融合」発電**です。

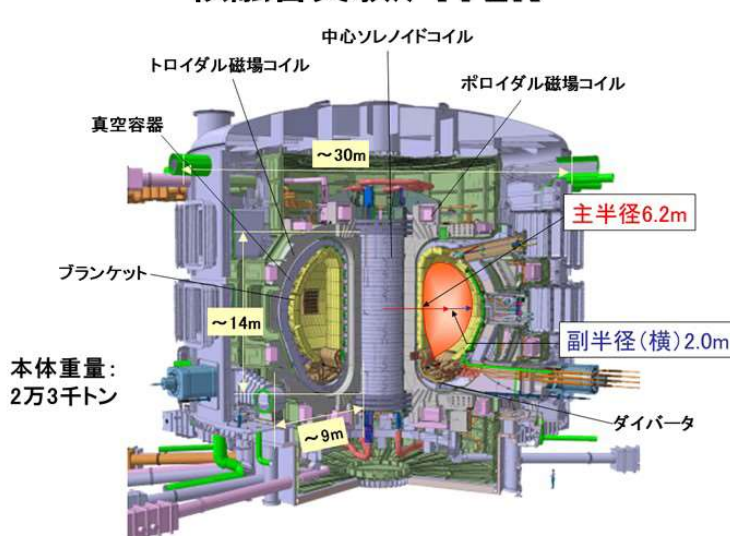
太陽の内部では、水素の原子核 4 個がくっついてヘリウムになる核融合反応で、膨大なエネルギーが発生しているそうです。これと同じような反応を人為的に起こそうと、60 年以上前から**「地上に太陽をつくる技術」**として核融合が研究されてきましたが、いよいよその実用化が現実味を帯びてきたようです。

核融合が**「夢のエネルギー」**と言われているのは、いくつかの理由があります。

- ① 1gの水素の融合反応で得られるエネルギーは石油約8トン分(原子力発電は燃料 1gで 1.6 トン)の熱に相当し、少量の燃料から莫大なエネルギーを生成できます。
- ② 核融合は、燃料として重水素と三重水素(トリチウム)を使用し、反応生成物は主にヘリウムです。そのため、ほとんどの放射性廃棄物を生成せず、二酸化炭素を排出しません。これは地球温暖化に対する有望な解決策として注目されています。
- ③ 核融合に必要な燃料は、海水から採取することができ、資源枯渇の心配なく持続的にエネルギーを得られるとされています。
- ④ 核融合は現在の原子力発電のように核分裂による核爆発のリスクがなく、制御が可能で安全面でも優れています。

現在、日・米・EU・ロシア・中国・韓国・インドと30 カ国以上が加わる国際熱核融合実験炉**「ITER (イーター)」**が仏南部で建設中です。2025 年に稼働する予定であったのが部品の不具合などで数年遅れる見通しとなったニュースがありましたが、実験を経て 2050 年頃の実用化を目指しているようです。そのほかにも、核融合発電を巡って、各国の研究機関や企業が実用化を目指して、競争が激化しており早期に実現する可能性もあるようです。

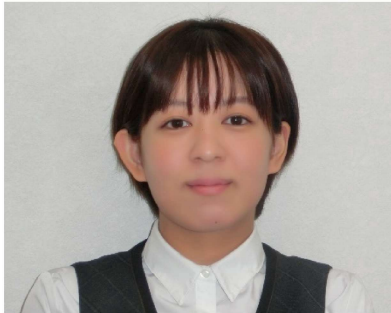
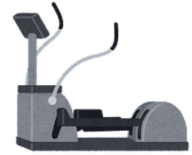
## 核融合実験炉ITER



まだ 20～30 年以上先の話で、私が生きているうちに実用化できるかわかりませんが、今年生まれた子供が 20～30 歳ぐらいで実用化される可能性があると考えれば、次世代に向け実現できるよう進んでいくことを期待します。



# 新入社員のご紹介



ごとう あやな  
後藤 彩和



- |         |         |
|---------|---------|
| ① 出身地   | 長野県佐久市  |
| ② 趣味    | 筋トレ     |
| ③ 好きな映画 | 7 番房の奇跡 |
| ④ 尊敬する人 | 母       |
| ⑤ 座右の銘  | 為せば成る！  |



10月21日付で小山会計に入社いたしました後藤彩和と申します。日々成長し、一日でも早く皆様のお役に立てるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



令和5年分 年末調整についてのお知らせや注意事項、記載例等は、右のQRコードからご確認いただけます。よろしければ、ご活用ください。



## 編集後記

例年に比べて暖かい日はありますが、山々の美しい紅葉を見ると秋も深まり、冬の足音が着実に近づいてきているような気がします。そんな季節の移り変わりと同じように、時代の移り変わりを表すような「風の時代」という言葉を最近よく耳にするようになりました。「風の時代」とは、西洋占星術の考えから来ているそうですので馴染みのない方も多かもしれません。術の考えから来ているという点で、時代の大きな転換期だと言われています。風が、簡単に言うと「水、火、地、風」と呼ばれる4つの時代が、約二百年の周期で普遍的なサイクルとして移り変わっており、そして今はまさに、地の時代から風の時代へと変わった、時代の大きな転換期だと言われています。風の時代の特徴は、お金や地位、肩書きといった目に見えないものよりも、内面の豊かさ、知識、個性といった目に見えないものへの価値が高まり、風のごとく柔軟な生き方や価値観が当たり前になる時代とのこと。風の時代を象徴するキーワードは、自由、個人、喜び、楽しさ、内面の豊かさ、自己投資、知識、体験、情報、個性（自分らしさ）、感性（センス）、柔軟性、ボーダレス、シェアなどであり、実際には、大企業の終身雇用制度が無くなつていく・副業やノマドワークが主流となる・現金・電子マネー・所有・サブスクリプションサービス・インフルエンサーの台頭（個人でも有名になれる）など、時代の変化を実感している方もいらっしゃるかと思います。

風の時代は二〇二〇年一月から本格的に始まったと言われています。風の時代は人それぞれに正解があり、無数の選択肢が用意されているようなもので、ある意味「自由すぎる時代」とも言えるでしょう。だからこそ、取り残されずに迷うことなく進んでいくためにはビジョンを構築する（人生の方向性を発見すること）に取り組んでおくことがとても大切だということです。そんな個人の能力や魅力がより際立つ時代になっていくからこそ、自分の内面を整えて磨き、高めることが重要になってくる時代ということでしょう。

今年もこのコアインフォメーションをご覧いただき、本当にありがとうございます。来年もよろしくお願ひ申し上げます。（編集担当 荻原）

個人住民税特別徴収の納期の特例を  
申請している方は、6月分から11月分までの  
個人住民税の納付期限は12月11日です！  
納付をお忘れにならないよう、ご注意下さい。